



鳴企水企第 126 号

平成 29 年 8 月 31 日

鳴門市水道事業審議会会長 様

鳴門市公営企業管理者 企業局長 山内 秀治



水道料金のあり方について（諮問）

本市の水道料金は、消費税関係の改定を除くと、昭和 59 年の改定以降、30 年以上にわたり現行料金を適用し、事業運営を続けてまいりました。

しかしながら、本市の水道事業は、今後、人口の減少などにより料金収入が減少する一方で、施設の更新・耐震化に多額の費用を要すると見込まれています。平成 28 年 3 月に策定した「鳴門市水道事業ビジョン」においては、現行の料金水準では平成 30 年度に純損失が発生し、以降も純損失が膨らみ累積欠損金が発生する見込みとしており、本ビジョンに基づく、経営基盤の強化に向けた各種施策への取り組みを進めたとしても、近い将来の水道料金の改定は避けられない状況にあると考えております。

このような状況において、水道事業を安定的に持続させていくため、水道料金の「改定時期」、「算定期間」、「改定率」をはじめとする、水道料金のあり方について、鳴門市附属機関設置条例（平成 25 年鳴門市条例第 2 号）に基づき、貴審議会の意見を求めます。